

平成30年 3 月 8 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	25番	樋 口	安癸次
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	牛 島 義 光
事務局参事兼次長	古 賀 安 博
主 任	服 部 敬
書 記	坂 本 裕美子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
企画財政課長	石 井 稔 郎
地域振興課長	平 武 文
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	原 亮 一
防災安全課長	石 川 幸 一
税 務 課 長	堤 英利子
納 税 課 長	川 島 幹 夫
市 民 課 長	栗 秋 克 彦
福 祉 課 長	野 田 勝 広
子育て支援課長	平 島 英 敏
健康推進課長	橋 爪 美栄子
介護長寿課長	平 島 隆 夫
商工観光課長	井 上 啓 時
人権・同和政策課長	城 後 徳 博
建 設 課 長	山 口 英 二
都市計画課長	原 寿 之
農業振興課長	原 信 也
上下水道局長	溝 上 啓 之
黒木支所長	井 上 秀 樹
矢部支所長	江 田 秀 博
星野支所長	江 頭 弘 之

議事日程第5号

平成30年3月8日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 議案審議

- ・質 疑（委員会付託）
 - ・討 論
 - ・採 決
-

本日の会議に付した事件

第1 議案審議

- 報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）
- 議案第1号 八女市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 八女市黒木町大淵財産区の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第3号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第4号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八女市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八女市指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八女市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八女市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 八女市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 八女市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 八女市横町町家交流館条例の制定について
- 議案第13号 八女市林業6次産業化拠点施設条例の制定について
- 議案第14号 八女市奥日向神キャンプ場条例を廃止する条例の制定について
- 議案第15号 八女市教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第16号 八女市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

- 議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第19号 権利の放棄について
- 議案第20号 権利の放棄について
- 議案第21号 権利の放棄について
- 議案第22号 権利の放棄について
- 議案第23号 権利の放棄について
- 議案第24号 市道路線の変更について
- 議案第25号 指定管理者の指定について（八女市星野製茶技術研修工場、八女市茶仕上加工施設）
- 議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第27号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第28号 平成29年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第29号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第30号 平成29年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第31号 平成29年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第32号 平成29年度八女市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第33号 平成29年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第34号 平成29年度八女市黒木町大淵財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 平成29年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第36号 平成30年度八女市一般会計予算
- 議案第37号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算
- 議案第38号 平成30年度八女市簡易水道事業費特別会計予算
- 議案第39号 平成30年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算
- 議案第40号 平成30年度八女市下水道事業特別会計予算
- 議案第41号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計予算
- 議案第42号 平成30年度八女市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第43号 平成30年度八女市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第44号 平成30年度八女市矢部診療所特別会計予算
- 議案第45号 平成30年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算
- 議案第46号 平成30年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算
- 議案第47号 平成30年度八女市水道事業会計予算

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に議案質疑表及び委員会・分科会日程表を配付いたしております。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立たしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第1. 議案審議を行います。

報告第1号 専決処分についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは、同条第2項の規定により議会に報告するものですから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第1号 八女市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告があつておりますので、質疑を行います。

24番松崎辰義議員の質疑を許します。

○24番（松崎辰義君）

では、通告に基づいて質疑をいたします。

観光振興課の移動の目的とメリットについてということでお尋ねをしたいと思いますが、観光振興課が建設経済部から企画部に移動になりました。なぜ移動になったのかということなんですけれども、1つは、昨年——昨年といいますか、実際にはもっと前ですが、矢部の高級コテージの部分が企画財政課のほうで進められ、商工観光課にその後移行するというようなことになりましたけれども、今回、また何か新たなそういう企画があつての移動なのか

どうか、お願いします。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

今回の機構改革の議案をお願いしているところでございますが、機構改革につきましては、議員御承知のとおり、組織の効率的な運用に向けて、日々見直しをかけながら、時々が一番効率的な体制をつくっていくということで、基本で考えているところでございます。

基本的な考え方といたしましては、私ども行政組織規則というのを制定しておりまして、その中に、組織の目標を常に明確にし、所属職員は一体に事務処理に当たるということで八女市の組織としての考え方を持っているということでございます。今回の機構改革を行うに当たり、内部で研究委員会を開催いたしまして議論してきたんですが、市の目的として、わかりやすい組織の構築ということがございます。それはどういうことかといいますと、各部の組織目標を明確にしようということで議論を重ねてきたところでございます。そういうことで、今回お願いをしている組織というのは、各部の目標といいますか、仕事をなるべくわかりやすくしていこうということで組織をつくり上げたということでございます。

その中で、議論、論点になってまいりましたのが、新社会推進部、これが平成22年2月1日合併時点で部体制になったときに、市民生活のさまざまな質の向上、例えば、公共交通でありますとか、地域づくりでありますとか、スポーツ、文化、その分を網羅する部ということで新社会推進部が設置をされたところでございます。観光振興につきましては、その新社会推進部に位置づけをしたところでございます。

その後、機構改革を重ねていながら、例えば、地域振興については、今、企画振興部の中の地域振興課ということ、その中に公共交通政策も入ってきているということで、改革、改正を重ねながら今の組織になってきたときに、新社会推進部の現在の組織目標等が幅広くなっているということが一つ課題といいますか、論点になってきたところでございます。その中で、各部の業務、目標を明確にしていくという議論を重ねる中で、まず管理部門については、きちんと管理体制をしっかりしていこうということで、今回の財政部門を企画と切り離して総務部のほうに設置したということで、内部管理を強化する部門ということで総務部をつくったわけでございます。

ということで、今回観光につきましては、企画振興でまちづくりということで、まちづくり振興、定住政策を含めて、そういうことでしっかりとまちづくりを進めていくということで新しく部をつくっていくことで、観光事業につきましては、新たな事業ということではございませんで、そういう組織の効率的なものをつくり上げるということで、今回、組織をつくり上げたことでございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

ここに、企画部に移したことによっての一番のメリットといいますか、どういうところが変わってくるのか、どう今までと違う活用がされてくるのか、その点についてお伺いいたします。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

企画部に置くということで、市の総合的な政策の中に観光を位置づけるということが可能になるところでございます。それから、今、観光につきましては、交流人口の増加、それからそれを定住に結びつけるということが国も挙げて取り組みが進められておりますので、同じ部門の中にある地域振興課には定住政策がございますので、その辺の連携が図れるというところがございます。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

定住と観光がどのように結びつくのかというところが、もうひとつ私の中ではわかりづらい部分で、全く無縁じゃないとは思いますが、定住という部分では、きのう地域振興課のほうに行って、いろいろ資料ももらってきましたけれども、平成28年度に比べて平成29年度の相談件数というのかなりふえております。総合的にすれば10倍、すごい数ではございますが、じゃ、観光と定住がどのように結びつくのか、そのところはどのように考えてあるのか、お願いします。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

現段階では、そういう組織をつくろうということで、基本的な考えとしては、交流人口を定住人口に結びつけるという概念が大事であって、そういうことを検討できる部門をつくったというところがございます。そういうことで御理解をお願いします。

○24番（松崎辰義君）

いや、そういう部門をつくったのはわかりますけれども、具体的にどういうことを考えてあるのか。私にはそれが見えないので聞きよるわけです。いわゆるそういうことをすることによって、どういう展開を考えてあるのか。総合的にと言われますけれども、観光と定住が全く別物じゃないんだろうとは思いますが、なかなか結びつかない。観光は、やはり八女市のいいところ、また風光明媚も含めて、人との触れ合い、そういうものを求めてこられるんでしょうけれども、定住というのは定住で、やはり移住して、そこに骨を埋めるというか、そして、あっ、こういう田舎暮らしがしたいとか、それぞれのいろんな考え方があって定住を考えられる。これをどのように結びつけることができるのかというか、どのように考えて

おられるのか。だから、本来であれば、この部門になくてもいいことだったんだろうけれども、わざわざ企画振興部にされたところの、その観光と定住の結びつきというのを具体的にどのように考えてあるのか。その点、副市長なり、どう理解すればいいのか、お願いします。

○副市長（中園昌秀君）

今、観光部門を企画部に持ってきたけれども、これはどのような形で理解をすればいいのかと。どこがメリットがあるのかというふうな質問がされておりますけれども、我々としても今回は、今お示しをしておりますとおり、観光部門については、もともと商工観光課というところを、商工の部分については経済部門があるので、これについては建設経済部に残そうと。観光については、やはり今から先は、先ほどから課長も申し上げておりますけれども、観光というのは非常に八女市にとっては大事なキーワードであると。市長も常々申し上げられておりますけれども、観光を、非常に八女市のいいところを皆さんに知っていただいて八女に来ていただく。八女に来ていただくことによって、八女に住むきっかけをつくっていただくということについては、もう議員も御理解いただいていると思っておりますけれども、そういったことにすれば関連性は当然出てくるだろうと思っております。

今、商工観光課のほうも非常に頑張ってもらっていておまして、八女のバスツアーとかいろんなことを経験しながら、いろんなところから、都市圏から八女市のほうにお客さんを連れてきていただいて、八女の本当のよさというのを、つくったものじゃなくて、本物のよさというのを御理解いただいておりますということでは、非常に八女市は交流人口がふえてきているんじゃないかと思っております。

あと1つは、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがございまして、この中では当然観光部門も一つの大きな役割を担っております、交流人口の増ということで270万人ぐらいの目標人口を設定いただいております。そういったところからいくと、やはり観光部門については企画の中に位置づけをして、総合的に市としてどういった形でお客さんに来ていただく、それについてはどういった施策が必要なんだということについても企画の中で議論していこうと。そうして、八女市を全体的に浮揚させていこうというふうなことでございます。

それと、あと1つ私が思っていますのは、先ほど議員おっしゃいましたけれども、我々はこの間、合併をしまして、いろんな施策をやってきました。まずは御案内のとおり、新しい市を一つにしようということ、それがある程度できましたので、あと地域振興ですね。合併前の旧町村の振興を図っていこうということでやってきました。それについても、確かに星野と矢部については一定やってきましたけれども、やはりまだまだ上陽の中にも、立花町の中にも、旧町のときにつくった施設というのがまだありますので、それをどのような形で今後活用させていくのかと。そういった意味では、八女市の一つの考えで、回遊性を持たせている中でお客さんに来ていただいて、滞在型をどうつくっていくのかと。そういったと

ころについては、当然、企画部門も必要なんだと。そういったところについては、やはり観光部門と企画部門を一つの部の中に置いて、スピーディーに物事に対して対応していこうということで、今回はもうなかなか、今、時代もスピーディーに進んでおりますので、そういった組織の中で、簡略化といいますか、物事がスムーズに政策が検討できますように、そういった部分も含めまして、今回は観光を企画部の中に持ってきたということでございますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○24番（松崎辰義君）

大体わかってきました。最初お伺いしたときに、今後、八女市の中で観光が重要な部分だということで、それは理解するんですけども、そういうものを定住につなげたいということでしたけれども、そもそも定住と観光は違うんじゃないかと。つながる部分も確かにあるかもしれないけど、そういう部分で、余り結びつけると問題がありはしないかと思ったものですから、ちょっとそこら辺をお聞きしたところでした。

企画部の中で全体的なものとして考えていく分には、それはいいんではないかと思っておりますので、やはり私の早とちりもあったかもしれませんが、観光を定住に結びつけるというような部分で、余りやると観光に来たお客さんは余りおもしろくないんじゃないかというようなところもございますので、そういう部分の配慮も十分やりながら、観光には、やはり八女市、これからの重要な位置づけだと思っておりますので、そういう部分では頑張っていただきたいと思っておりますので、私の質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

24番松崎辰義議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第2号 八女市黒木町大淵財産区の解散に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告があつておりますので、質疑を行います。

21番森茂生議員の質疑を許します。

○21番（森 茂生君）

質疑を行います。

提案理由書によりますと、平成30年、ことしの4月から国民健康保険の保険者が八女市から県に移る。広域的とか言われておりますけれども、それにつれて、被保険者に課税する国民健康保険税を県へ納付する国民健康保険事業費納付金に充てることについて、非常にちょっとわかりづらい面がありますので、もう少しかみ砕いて、具体的にどうなるのか、お尋ねします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

国民健康保険につきましては、昭和36年4月発足以来、市町村ごとに運営をしてきたところでございます。これまでは保険税を徴収いたしまして、国県補助金と、また基盤安定化基金等を入れながら、その予算に基づいて医療機関にお支払いをしていたところでございます。

今回、新たに制度改正が設けられた背景には、やはり人口構造等がございまして、少子・高齢化で大変厳しい国保会計が全国的にいつているということで、今回の改正は、福岡県が連合をつくって、それに基づいて運営していくという形になります。私たちがこれまで保険税を徴収しておりましたけれども、その分については福岡県に納付金として納めまして、そして、今度は医療費等の支払いについては県のほうから交付金という形でお金が来て、それに基づいて支払う制度でございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

県に納付をするということだろうと思っておりますけれども、県は市町村に納付金として幾ら納付しなさい、幾ら徴収しなさいというようなことを言うてくると思っております。それは、八女市は幾ら寄せなさい、幾ら被保険者から保険税として徴収しなさいということ言うてくるんだらうと思っておりますけれども、その額の決定は県が独自にやるんだらうと思っておりますが、その決め方が、今まではもう当然担当課がいろんな情報を仕入れて、人口とかなんとかして、その年の国保税を割り出していたんですけれども、次からは県がどのような格好でその金額を割り当ててくるのか。そこら辺のところはちょっと複雑でわかりにくい面もありますので、どのようなことで納付金が決まってくるのか、お尋ねします。

○市民課長（栗秋克彦君）

今回の大きな改正につきましては、1つは財政の安定化でございます。ですので、県単位の財政の安定化になっているということと、もう一つは保険料の均一化というのが一つございます。しかしながら、福岡県につきましては、もう御存じのとおり、政令市も2つござい

まして、中核都市もございます。その中で、やはり各市町村ごとに年齢構成、医療費水準が違ふと。それから、財政の基盤の中で所得水準、保険料の負担が違います。それから、さまざまな大きい事業所もあれば小さい事業所もあるし、農業所得もあれば、それが無いところもあるということで、今回の平成30年度からの改正につきましては、保険料につきましては中長期的に県内一本化した保険料率を目指すということに、6年間ですね、なっております。それで、御質問の保険料につきましては、国が示している保険料率の算定の方法に基づいて、各市町村これだけ納付してくださいということで来ているところでございます。それについては、現在の保険税分をいろんな形で加味しながら算定されているところでございますので、どうか御了承いただきたいと思っております。

○21番（森 茂生君）

均一化と言われましたけれども、介護保険を見てもわかりますように、各市町村で相当な開きが出ております。当然、国民健康保険も各市町村によって大きな開きが出ておりますので、それを最終的には一本化するという目的だろうと思っておりますけれども、私は相当無理があるだろうと思っております。ですから、すぐにはしないんだということのようですけれども、それはそれとしまして、課税標準額を提示するだろうと思っております。それはどのように提示されるのか。今言われた、県が提示する、算定する大もとですね、それはどうなっているのか、お尋ねします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

標準課税率というか、標準算定率というのは、国が示している部分で非常に複雑な部分でございまして、私たちの今の国保税、それから国庫負担金、国庫補助金、県負担金、さまざまな要因に基づきながら算定をされているところでございまして、私たちが算定できるよ—できるって失礼なんですけれども、非常に難しい算定の方法でございまして、これについては私たちも十分、指示が来ている部分でございまして、その内容については、大変申しわけないですけど、答弁を控えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○21番（森 茂生君）

私もどうして決めるのかなという疑問を持っておりまして、ちょっと調べてみますと、大まかには過去の八女市の実績、これらをさかのぼって調べて、大体八女市は幾らぐらい出すんだろうと思っております。ところが、実質今までやってきたのは、その年に一番近い年に人口とかなんとかを割り出して、八女市はこれまで幾らというのを出していたと思っております。ですから、一番近い数字ではなく、過去の数字をもとに割り出されてくるだろうと思っております。そこで一つ誤差が生じると私は思っております。ですから、その誤差がどのくらい出てく

るのかというのは、それこそ複雑な計算方式のもとにされるんでしょうけれども、今までのようなびたっとした税率で課税されなくなる可能性が私はあると思っております。その中に、いわゆる法定外繰入金があるけれども、その額を決定するときに、法定外繰り入れは入れたところなのか、八女市が今まで4億円程度入れておりますけれども、入れたところで計算されるのか、それとも入れていないところで国あたりは標準的な見込み額を計算してくるのか、そこら辺のところの一つポイントになるかと思えます。どうなっておるのか、お尋ねします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

先ほどの前段のいつの部分基準にされているのかということなんですけれども、実は平成27年度の保険税の関係で、平成29年度の仮算定を1回出させていただいております。今回、平成30年度につきましては、平成28年度分の決算に基づく保険税について出されているところでございます。来年も平成29年度の決算ということになってきますので。ただ、おかげさまで、大変申しわけないんですけど、平成27年度につきましては医療費分の一般会計からの繰り入れもお願いをしておりますが、平成28年度は一般会計の医療費分は入っておりません。ですが、その一般会計の繰り入れを入れる、入れない、またやっていないところにつきましては、次の年度の繰り上げ充用という形もとっておりますので、そこは大変複雑になっているところでございます、各団体ですね。ですので、そこあたりにつきましては、県のほうの算定の中で決められているところでございますので、どうか御了承をいただきたいと思っております。

○21番（森 茂生君）

一般的に言われておりますのが、法定外繰り入れをしているところは、それを含まないところで算定すると言われております。ですから、八女市も入れたり、入れなかったりで、ばらつきがありますけれども、入れていた場合は、それをのこしたところで算定基準ができれば私は理解しています。そうなってくると、法定外繰り分がどこに行くのかという問題が出てきます。その分は保険税として徴収をしなければならなくなってしまいます、単純に言ってしまうと。ということは、保険税がその分上がるということに結果的になる仕組みだと思っております。もちろん、そうすると極端に値上がりなんか起きてくる可能性がありますので、そこは国、県ももういきなりとはしていないかもしれませんが、理屈的にはそのようになるのかなと私は理解しておりますけれども、この理解でいいのかどうか、お尋ねします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

今、法定外のほうが御意見、御質問のほうに出てきておりますけれども、来年度からの考え方につきましては、うちのほうが納付金として納付すると思っておりますけれども、実際、交付金とするお金も来ます。実際、インフルエンザとか、例えば、ほかの病気等で高額にお金を出さななくなった場合、赤字になった場合につきましては、県のほうが基金からその分の財源を貸し付けるという形になってきます。ただ、もし貸し付けをいただいた場合は、赤字の団体になりますので、その対策等を策定し、1年後に3年間でお返しするという制度になりますので、そこあたりでの法定外を入れるのか、税を上げるのかというのは検討していかなければならないと思っておりますが、今、国のほうも、その部分に対して法定外を入れるのか、入れないのかというのが、若干ゆがんでいると言っては申しわけないんですが、はっきり明確にしていない部分がございますので、そういう形で御理解をいただきたいと思っております。

○21番（森 茂生君）

確かに、例えば、法定外繰入分が不足する、いわゆる赤字になる、そういう場合は貸し付け、交付を行うということになって、財政安定化基金は2015年度から段階的に基金を造成しということで、本体部分はこれまでに1,700億円積み増しされているというようなことが言われておりますので、いわゆる国、県の基金から借りるということになろうかと思えます。借りるわけですので、当然、先ほど言われますように戻さにかんがいます。そして、今3年かけて戻すとか何とか言われましたけれども、戻すためには当然財源が必要になってきます。そんなら、その財源はどこから出てくるのか、お尋ねします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

お借りしたお金については、無利子で一応お借りいたしますので、その分はお返すようになりますけれども、その分については、まず1つは保険税を上げるのか、それとも一般会計からお願いするのか、そこらあたりの検討は今後必要になってくると考えているところでございます。

○21番（森 茂生君）

ここが一番みそだろうと思えます。借りたものは返さにかんがいます。そして、返すためには財源が必要になってくる。一番手っ取り早い方法は、国保税を上げて徴収をふやす。あるいは医療費を抑える。そしてあるいは、もう一つ先ほど言われますように、基金から今度繰り入れて補う。その場合、基金から繰り入れて補う場合、補っていいということに明確になっておりますか。そこら辺、確認しておきます。

○市民課長（栗秋克彦君）

保険税の改定については、市町村の判断になっておりますので、ふえる場合もあると思

ますが、これはふえるばっかりの今話をしておりますけれども、もし交付金としてうちのほうに県から来たとして、医療機関に支払う金額が少なかった場合はお金が余りますので、その分については基金としてためることができますので、そういう部分もあるということも頭の隅に置いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○21番（森 茂生君）

とどのつまり、基本的な解決にはならないと思うんですよ。今度、県に移行してもですね。結局そういうことで、どんどんある意味じゃ追い詰められて——追い詰められると言っちゃ失礼ですけども、結局、値上げが抑えられるというより、むしろ上がる可能性もあるし、そして、今度は医療費を抑えるために医療費抑制も当然片一方では出てくる可能性も出てくるわけです。そういうところで、結局、基本的な解決にはならない、この制度ではですね。私はそう思っております。

それから、保険者努力支援制度を活用し、八女市の実態に合った健康保険事業の実施ができるのではないかと考えておりますという、以前、キャラバン隊でもあったときに答弁されておりますけれども、保険者努力支援制度の活用、どのようにされるのか、お尋ねします。

○議長（川口誠二君）

森議員、ただいまの質問については、この条例とはちょっと離れていますので、よろしく願いします。

○21番（森 茂生君）

そういうわけで、私の場合、今回、県に移行しても基本的な解決にはならないと思っております。ただ、1つ心配されますのが、窓口において、今までは当然、八女市が保険者になっておりましたので、八女市が責任を持って対応しておったと思います。ところが、この次からは県が保険者です。私たちは単に言われたとおりしているだけですとなる可能性もあるわけです。そして、逃げてしまうというか、苦情関係に真摯に対応しなくなる可能性もありますので、そこは今までどおり真摯に向き合って、苦情なんかも、制度が変わったからといって、そこら辺の対応が低下しないよう、これだけはひとつしっかりお願いをしておきたいと思っております。それについてどうされるか、お尋ねしておきます。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

福岡県と市町村の共同事業でございます。ですので、今までどおり国民健康保険の事務等については各自治体でやらなければなりませんので、保険税についても市で決定して、市で徴収していきますので、そういう言葉等は考えてはおりませんし、あくまで国民健康保険事業については市民の方のサービスを向上することで考えているところでございます。

○21番（森 茂生君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

議案第5号 八女市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 八女市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告があつておりますので、質疑を行います。

24番松崎辰義議員の質疑を許します。

○24番（松崎辰義君）

それでは、通告に基づいて質疑を行います。

今回、改定をされて、いわゆる保険料が値上げとなっております。年間ですけれども、第

1段階で4,320円、第2段階で6,720円、第3段階で7,200円、第4段階で8,640円、第5段階、基準額として9,600円などの値上げがされておりますが、一定、値上げについては、今の社会水準といいますか、物価の値上げ、いろんなものについて必要ではあるだろうと理解をしておりますけれども、要は、やっぱり一番大事なことは、低所得者に対してどのような手だてを行うかということではないかなと思っているわけです。今回、この料金設定をされた中で、低所得者に対する配慮というのはどのようにされたのか、お願いします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

今回の介護保険料の値上げ、5,200円から6千円、基準額が上がりました。八女市といたしましては、介護保険の減免措置を行っております。減免の内容につきましては、災害時の被災者に対する減額、あるいは収入が激減された方に対する減額、そして低所得者対策として生活保護を受けない要保護者に対する減免を行っているところでございます。

国も、さきの消費税の増税に合わせまして、1号保険料の低所得者軽減を計画いたしておりますが、消費税の増税がまだ実現をしておりませんので、現在のところ、所得段階でいきますと、第1段階の方に対して減額措置が行われているところでございます。私どもといたしましても、国の減額措置が早く実現できることを今願っているところでございます。

○24番（松崎辰義君）

国のそういう減額措置はわかるんですが、八女市としてどう考えていくかということが大事だろうと思っております。もちろんそれにプラス、国の施策で減額がなされれば、それはそれでいいことであると思っておりますけれども、八女市民のために市がどう低所得者対策をやるかということが大事だろうと思っております。

資料もいただきましたけれども、介護保険の減免制度の申請件数を見ますと、平成26年はゼロですけれども、平成27年1件、平成28年6件となっております。このうち、いわゆる低所得者対策としての減免ですね。これは何件あるのか、平成27年、平成28年でお答え願います。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

平成27年度ではゼロでございます。平成28年度の6件のうち、2件が低所得者に対する減額でございます。

○24番（松崎辰義君）

2件利用されたということは非常にいいことであるとは思いますが、以前、八女市もこの減免、かなり早くから制度的にはつくったわけですが、なかなか利用がされない。それもそのはずで、先ほど言われたように、いわゆる生活保護並みだけれども、保護を受け

ていない家庭。ですから、生活保護を受ければ全額支給はされますので、その減免を受ける必要はない。でも、それぞれですから、保護は受けたくないという方については、こういう制度を利用すればいいことだと思いますが、ほかでやっています自治体ですね。全部はわかりませんが、結構いろんなところで減免制度がやられております。そこを見ますと、例えばですけども、今、私のところをつかんでいるところで、近隣では大牟田市、久留米市、また飯塚市、福岡市などでは生活保護の1.3倍、130%が減免対象となっております。これは基本的には第2段階、第3段階の方々に対して減免を行うというようなシステムだろうと私は思っているわけです。同じく八女市でやっているのは、いわゆる第1段階、この人たちの保護を受けていない方だけですから非常に利用しにくい、これが現状だろうと思います。

これについては、以前から減免の幅を広げるべきではないかなということは何度か申してまいりましたけれども、なかなかそれができていない。この減免の考え方について、今現在どのように考えてあるのか。市民福祉部長、今、この減免について、今の状況の中で拡充すべきではないか。いわゆる、今、貧富の差がかなり激しくなっている、広がっている。それから、年金がやっぱり年々といえますか、徐々に徐々に切り下げられている実態を見ますと、物価が上がっている、暮らしがますますしにくくなっている中で、こういう対策をとるということは当然考えるべき施策ではないかなと思うんですが、その点どう思われるか、お願いします。

○市民福祉部長（坂井明子君）

お答えいたします。

ただいま議員のほうおっしゃいましたように、収入の格差というのは本当はかなり感じられるところがございます。減免の幅をとということですけども、近隣の状況とか、そういったのも勘案しながら、今後、検討してまいりたいと思います。

○24番（松崎辰義君）

3年に一回ですから、この問題を取り上げて、減免の拡充というものをお願いしているわけですけども、今回の料金設定をするときに、当然協議会なり、いろんなところで話し合いがなされたと思いますが、その中で減免の問題というのは出たのかどうか、お願いします。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

介護保険事業計画に関しましては、策定委員会で協議をして決定してきたわけですが、その中で、委員さんと事務局との会話の中で、そういう保険料の負担に対しての厳しさというお話は確かに出ておりました。

○24番（松崎辰義君）

事務局との対話の中で出てもどうしようもないことであって、要はその策定委員会の中

できちんと議題に上げて検討すべき課題であると思いますので、ぜひそういう形での検討をお願いしたいと思います。

それから、国のほうは9段階ですが、八女市は11段階に細分化してやっておりますということも言われます。ほかの市町村を見てみますと、大体9段階でやっているところのほうが少ないかなと思っていますし、多いところは14段階ぐらいに分けてやられております。そういう中での一つの対策として、第1段階は基準額掛けるの0.45というところがほとんどですけれども、八女市の場合、第2段階が基準額の0.7ということになっております。ところが、久留米市とか筑後市は第2段階を0.65、そういうところも設けているわけですね。そういうことでの低所得者対策というのもやっておられますが、今後そういうことも考えながら、11段階に必ずしなくても、先ほど言いましたように12段階、13段階、14段階、自治体によって違いますが、そういうところでの一つの低所得者対策をやられているところがありますので、今後はそういう部分もぜひ考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○介護長寿課長（平島隆夫君）

お答えいたします。

その段階の設定につきましては、今後も十分検討してまいりたいと思います。

先ほど少し国の支援のことについてお話をいたしました。少し補足をさせていただきますと、今、予定では来年の10月、消費税増税ということで進んでおりますが、国のほうでもそれに合わせた軽減措置を計画しているところでございます。いつからそれをスタートするかというのはまだ通達待ちではございますが、これがもし実現いたしますと、第1段階、今0.5を0.45ということで支援いたしております。それが0.3に軽減をされるということでございます。国の施策では、市民税非課税世帯を対象とするということになっておりますので、八女市の所得段階から申し上げますと、第3段階までその軽減が進むということになります。第2段階につきましては、現在0.7でございますが、これを0.45に引き下げられるということです。第3段階につきましては、0.75が0.7に引き下げられるということでございますので、先ほど申し上げましたように、これが一日も早く実現することをちょっと願うところでございます。

ただ、それに伴いまして、保険料の収入に大きく影響してまいります。今の所得段階の構成数で概算計算をいたしますと、その影響額は約95,000千円ということになります。ただ、1号被保険者の34%の方がこの軽減措置を受けられるということでございますので、今後の動向に期待をしているところでございます。

○24番（松崎辰義君）

消費税が上がればそういうことができる。国のほうも考えているということですが、消費税で取った分ですから当然のことだろうと思います。消費税導入するとき、社会

福祉に使うということが守られていないことのほうが私は問題であると思いますし、じゃ、消費税で取られる分、これだけの先ほど言われた部分の値下げといたしますか、緩和策でいいのかというところも私は問題があるとは思いますが、それは国の段階でやられることで、こちらでどう言ってもそれが届くわけではないと思いますので、事は八女市の問題として、市が市民に対してどう捉えるかということですので、ぜひそういう立場で考えていただきたいし、それが一つの市民サービスであるし、市長がいつも言われる安全・安心、安心して暮らせる八女市をつくる一つの手だてだろうと思っております。

子育てについては、随分支援策も設けられております。これは関係皆さんの努力だろうと思いますが、それとあわせて見れば、高齢者に対しての手当てというのが、八女市の場合、非常に少ないなというのが私の実感です。八女市は高齢者憲章も持っておる市ですので、ぜひ高齢者に優しい、そして高齢者が安心して住める八女市をつくるために、そういう一つ一つの努力を積み重ねていただくことを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

24番松崎辰義議員の質疑を終結します。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第7号 八女市指定地域密着型サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 八女市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 八女市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○24番（松崎辰義君）

1点だけ、月決め駐車場にされた理由、今まで利用が少なかったのかどうか含めて、なぜこうされたのかだけお願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

基本的に既存の大正町の駐車場がございますので、政策の統一性を図ったということがございます。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 八女市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 八女市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○16番（栗原吉平君）

今回、定数の見直しが出ていると思うんですね。1,807人から1,767人、40名減ということでございますが、これは人口規模に応じた団員数だと思いますが、自治体では団員減少に伴って消防団員の募集も図っております。また、大規模災害が頻繁に起こるという状況の中で、この団員の確保というのは大きな問題と思うんですが、今回、定数が下がっておりますが、どういった理由があるのかというのを教えていただきたい。よろしく。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明させていただきます。

まず、八女市消防団につきましては、平成22年の市町村合併後は5つのそれぞれの旧町村単位で組織されておりました、その後5年間そういう状況でございましたが、27年の4月に向けて市長のほうから消防団を統一したいという意向を示されまして、消防団のほうで再編協議等を重ねまして、その中で、27年からの条例定数、いわゆる消防団員の定数について十分検討されたところでございました。

そうした中で、以前の旧町村単位で定めた団員数の合計ですね、それに合わせる形でぜひ消防団も団員を確保しながら取り組みたいというような、消防団としても強い意向がございまして、機能別団員、いわゆる消防団を一度退団された方でも機能別団員という制度を採用することによって、団員として認定して団員数を確保するというような取り組みなど、さまざまな団員確保の取り組みが行われております。

そうした中で、1,807人として、現在、27年から3年間経過してきておりますけれども、この間、どうしても40名から50名ほどの定数に満たない状態が続いております。今後、市の人口の低減、高齢化が進む状況の中で、今後も現在の団員定数を満たすことはちょっと困難であるということで、先日から消防団の協議の中で提案がございました。八女市としましても、条例定数を減らすことに関しては大変慎重になっておるところでございましたけれども、一つの考え方として、八女市消防団としては福岡県の消防協会を初め、いろんな消防団体に加入しております。

また、市としましても、消防団員の公務災害の組合とか、退職金の基金などにも加入して

おりまして、こうした組合や基金に関しては条例の定数掛ける負担金ということで定められておりまして、いわゆる欠員があっても条例定数で負担金を払うということは、その分、市が不要な負担を強いられているということでございます。

ちなみに、40名の定員を削減することによって、1人頭21,260円、そうした負担金が生じますので、850千円ほどの経費節減にもなるということも一つの条例定数の減に達したわけでございます。大体、現在が1,750名から1,760名の間を推移しておりますので、そうしたことで条例定数を実団員数に合わせると、近づけるという今回の改正理由でございます。よろしく申し上げます。

○16番（栗原吉平君）

はい、わかりました。

八女市消防団矢部支団第2分団第1部、これ私の今、消防団員の現在の、私も今、いまだかつて消防団員である。かれこれ46年になります。恐らく死ぬまでは消防団員として地元におらにゃいかんのかなと思っております。

出勤手当などの手当があるという改定でございますので、賛成はいたしたいと思えますけれども、消防団員のやっぱり平常における活動というのは、広報とか訓練とか、あるいは地域の祭りであったり、そういったものにやっぱり積極的に参加しております。恐らく、国も団員を確保して条例定数を減らすことがないように通達が来ていると思うんですが、副市長は御存じでありますでしょうか。（発言する者あり）

○副市長（中園昌秀君）

失礼をいたしました。

詳しくは存じ上げておりませんが、大体そういったことだろうと推測はいたしておりました。

○16番（栗原吉平君）

わかりました。そこについては認識しとってください。

ことしもやはり、来年度、来年度ですからことしの消防操法大会、行われる予定だろうと思うんですね。やはり地元におりますと、どこでもそうだろうと思うんですけども、消防団員がどんどん減少してきて、その操法大会に出る選手でさえ、やはり四苦八苦しよるわけですよ。そういう面においては、やはり団員の少なくならないように、例えば団員の退団の平均年齢を上げるとか、あるいは会社あたりも協力もいただいて、ぜひ消防団員の確保と増員、これは大きな災害に対応するための消防団員ですから、ぜひそこにきは定数が少なくならないように努力していただきたい、そういうところでございます。

以上です。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、消防団の団員の維持確保については、八女市に限らず、他の市町村も大きな課題であると思っております。

私のところにも消防団員から、市長宛てのはがきがよくまいります。それは今、議員おっしゃるように、いろんな要件ある中で、やはり一番悩んでいるのは、その私宛ての手紙で悩んでいるのは、やっぱり環境、訓練のあり方、あるいはポンプ操法に参加する場合に、その事前の練習の、極端な言い方しますと訓練の厳しさ、長期間にわたっている。こういうのが自分の職場、職務に非常に影響しているというような手紙を何度となくいただいたことがあります。

このことについては、防災安全課も十分伝えておりますが、今後ともいろんな角度からこの消防団の皆さん方がもう少し厳しい環境を少し緩めて苦にならないような、そういう環境づくりを、これは一挙にできるものではございません、団員の数を確保しながらのことですから。しかし、そういう努力もこれからしていかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 八女市横町町家交流館条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第13号 八女市林業6次産業化拠点施設条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第14号 八女市奥日向神キャンプ場条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 八女市教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託をいたします。

議案第16号 八女市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 権利の放棄についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○24番（松崎辰義君）

この19号の中身について説明をお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

説明をさせていただきます。

議案第19号につきましては、債務の内訳は、住宅改修資金の108,108円で、権利の放棄の理由につきましては、債務者が平成29年5月に死亡され、相続人は相続放棄され、もう一人の相続人も行方不明でございます。また、連帯保証人が生活保護世帯に準ずる収入で、もう一方の連帯保証人が生活保護世帯という状況でございます。

以上の要件にて、平成29年度住宅新築資金等償還推進助成事業の補助対象となるもので、補助金額が81千円の交付決定を受けております。

償還推進助成事業につきましては、回収が困難な債権に対して国、県の助成であることから、本日、未償還額の108,108円の債権について、権利の放棄を提案するものでございます。

○24番（松崎辰義君）

相続人が相続放棄をされたという、相続放棄とはどういうものかお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

相続人の相続放棄につきましてですけれども、債務者が死亡し、相続の開始があったことを知ったときから3カ月以内に放棄手続が行われ、家庭裁判所が認めたものでございます。

○24番（松崎辰義君）

それから、もう一人と言われたかどうかわかりませんが、相続人が行方不明と。行方不明というのはこの制度を活用する場合、行方不明という基準というのはどうされているのか、お願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

行方不明の基準につきましては、おおむね7年間にわたって、居所不明の調査報告書が作成され、証明をされたものでございます。

○24番（松崎辰義君）

この人の場合、行方不明する何か報告というのはどのようになっているのか、お願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

行方不明に対する具体的な報告内容につきましては、平成23年9月に債務者の生活保護申請に伴う扶養義務調査で、県南筑後保健福祉環境事務所の保護課より居所不明が証明されたものでございます。

また、姉の証言が、「10年くらい前に鳥栖の職場を訪問したが、既に辞めていた」、また、住民票につきましては姉のアパートでありましたけれども、「生活実態はなかった」との証言があったものでございます。

○24番（松崎辰義君）

それと、さっきの報告といいますか説明の中に、連帯保証人が生活保護世帯に準ずる収入と。ここで「準ずる」というのは、生活保護ではないということだろうと感じるわけですが、この基準というのはどうなっているのかお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

生活保護世帯に準ずる収入の基準でございますが、生活保護基準額の1.2以下でございます。

○24番（松崎辰義君）

生活保護の1.2ということだということですので、それは了解をしましたが、これは以前にも聞いたかもしれませんが、補助金額が81千円ということで、この算出基礎、そして、これを受け入れた後の処理といいますか、事務処理はどうなっているのかお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

算出基礎につきましては、国と県費4分の3補助でございます。また、受け入れ後の事務処理でございますが、本事業による補助金は自治体の改修事業に対する補助金でありまして、個人の債権に充てるための補助金ではございません。

事務事業に対する補助金と債権は違っておりますので、債権としては全額放棄ということになります。償還推進助成事業費補助金として受け入れをいたしております。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 権利の放棄についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○24番（松崎辰義君）

この20号についても、内容について説明をお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

説明をいたします。

議案第20号につきましては、債務者は破産宣告、免責決定をされており、平成12年2月から生活保護の受給者でございます。

債務の内容につきましては、住宅改修資金の244,530円で、権利の放棄の理由につきましては、債務者が破産免責決定された生活保護受給者で、連帯保証人は平成29年5月に死亡され、もう一人の連帯保証人は生活保護世帯に準ずる収入という状況でございます。

以上の要件にて、平成29年度住宅新築資金等償還推進助成事業の補助対象となるもので、

補助金額が183千円の交付決定を受けております。

償還推進助成事業は、回収が困難な債権に対して国、県の助成であることから、本日、未償還額244,530円の債権について、権利の放棄を提案するものでございます。

○9番（牛島孝之君）

ちょっと相手方が八女市も相手方になっておりますが、そのことについて御説明をお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

済みません、相手方というのは連帯保証人の方、債務者ですか。

○9番（牛島孝之君）

権利の放棄の相手方に八女市という名前が入るとるわけですよ、個人だけじゃなくて。八女市が入っている理由、御説明をお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

回収が困難な債権に対して、八女市が権利の放棄を提案するものでございます。

○議長（川口誠二君）

暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

ここに相手方八女市というのは、八女市在住の方でございます。

○9番（牛島孝之君）

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 権利の放棄についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○24番（松崎辰義君）

これについても説明をお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

説明をいたします。

議案第21号につきましては、債務の内訳が住宅改修資金の3,793,450円で、権利の放棄の理由につきましては、債務者が61年9月に死亡され、相続人3人が死亡、ほかの2人が相続放棄、連帯保証人も平成29年10月に死亡されたという現状でございます。

以上の要件にて、平成29年度住宅新築資金等償還推進助成事業の補助対象となるもので、補助金額が2,845千円の交付決定を受けております。

償還推進助成事業は、回収が困難な債権に対して、国、県の助成であることから、本日、未償還額3,793,450円の債権について、権利の放棄を提案するものでございます。

○24番（松崎辰義君）

今の説明の中で、債務者が61年と言われたと思いますが、昭和61年に死亡をされた。それから、相続人が権利の放棄をされた。つまり、昭和61年以降というのは、連帯保証人のほうにずっと請求をされてきたということだと思いますが、そのようなことでしょうか。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

債務者が死亡された後に、相続人は相続放棄をされておりますので、その後は連帯保証人のほうに請求をいたしておるところでございます。

○24番（松崎辰義君）

その間、かなりの期間ですけれども、この期間、何回連帯保証人は返済をされたのか、わかりましたらお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

この間、年間ですけれども、連帯保証人である自宅に訪問を数回、3回から4回ぐらい行っておりますが、残念ながら連帯保証人の償還はありませんでした。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

連帯保証人としての責任で、3回から4回は支払いが行われたということですね。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

済みません、3回から4回、家庭訪問を行っていますけれども、連帯保証人からの償還はあっておりません。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

済みません、勘違いをしていました。支払われたんだと思って、ちょっといささかびっくりしながら質問をしたんですが、やはり支払いはされていないということですので、それも納得するところですので。質問、本来は連帯保証人としての責任があるわけですがけれども、なかなかこういう部分というのは厳しいものがあるだろうとは思っておりますので、わかりました。

これで質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 権利の放棄についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○24番（松崎辰義君）

済みません、しつこいようですがけれども、一応この内容についてはこれだけではわかりませんので、説明をお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

説明をいたします。

議案第22号につきましては、債務の内訳は住宅改修資金の3,475,080円で、権利の放棄の理由につきましては、債務者が平成20年11月に死亡され、相続人8人が相続放棄をされました。連帯保証人も平成25年8月に死亡されているという状況でございます。

以上の要件にて、平成29年度住宅新築資金等償還推進助成事業の補助対象となるもので、補助金額が2,606千円の交付決定を受けております。

償還推進助成事業は、回収が困難な債権に対して、国、県の助成であることから、本日、未償還額3,475,080円の債権について、権利の放棄を提案するものでございます。

○24番（松崎辰義君）

今の説明によりますと、債務者が平成20年に亡くなられたと。それから相続放棄もされている。そして、保証人が平成25年に亡くなられたということは、この間、かなり時間が経過をしていると思いますが、その間、こういう手続をされなかった理由、本来であればもっと早くできたのではないかなと思うわけですが、なぜ今の時期にこういう提案になっているのか、お願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

債務者は昭和59年ごろ家を出られて、離婚をしておられます。長男の申し出によりますと、兄弟3人は母の親戚宅で生活をして、両親とは家族としての生活が全くありませんでした。また、債務者の兄弟関係についても、債務者の離婚後は全く交流がなかったとの申し出でございました。このことについては、家庭訪問で明らかになったところでございます。

これにおきまして、担当課といたしましては、平成29年の1月からそれぞれの相続人の家庭訪問を開始して、負の財産である貸付金滞納相続の開始を知らせております。その後、それぞれの相続人が家庭裁判所に相続放棄の申述を行い、平成29年3月から5月にかけて相続放棄申述が受理をされましたので、債権回収不能なケースとして償還推進助成事業の補助対象となったものでございます。

○24番（松崎辰義君）

ということは、相続、いわゆる負の遺産の相続を知らない。知ったのが、今の話だと29年。知ってから放棄をされたので、このような時期になったということと理解してよろしいですか。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

はい、議員言われるとおり、早く家庭訪問してこの事業にのせるべきケースであったと認識はしておりますが、このケースにつきましても、家庭裁判所が相続放棄申述を認めて、国

が回収不能なケースとして償還助成事業の補助対象としたものということで御理解をお願いしたいと思います。

○24番（松崎辰義君）

もっと早目に告知しておけば、もっと早くできたろうと思いますので、ぜひこういう部分は早目に解決できるよう、そういう相続の関係があるならば、早目にしなければならないと思いますが、今後、対応をどのようにしていかれるか、お願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

来年度、今後につきましても家庭訪問を行いながら、この推進助成事業にのられるケース等ございましたら活用していきたいと考えております。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 権利の放棄についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○24番（松崎辰義君）

これについても説明をお願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

説明をいたします。

議案第23号につきましては、債務者は平成21年3月から生活保護の受給者でございます。

債務の内訳は、住宅改修資金の208,521円で、権利の放棄につきましては、債務者が生活保護受給者で、連帯保証人は平成6年10月に死亡されている現状でございます。

以上の要件にて、平成29年度住宅新築資金等償還推進助成事業の補助対象となるもので、補助金額が156千円の交付決定を受けております。

償還推進助成事業は、回収が困難な債権に対して、国、県の助成であることから、本日、未償還額208,521円の債権について、債権の放棄を提案するものでございます。

○24番（松崎辰義君）

今回5件の権利の放棄がなされて、一定回収といいますか、住宅新築資金の焦げつきが大分緩和されたのではないかなと思います。昨年度と比較しまして、滞納の件数、滞納の金額はどのようになっているのか、その点についてお伺いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

本年度に償還完了されたケースは、平成30年1月末現在で3件、3名でございます。また、本日、償還推進助成事業の補助対象としての権利の放棄5件、5名の承認をいただき、不納欠損処理を行うということになりますと、滞納件数は34件、人数は25名となり、前年度と比較しますと8件と8名の減少となります。

滞納金額の比較につきましては、平成30年1月末現在で、収入済額6,135,022円と、本日の不納欠損予定額7,829,689円を合わせて13,964,711円の減少予定でございます。

平成29年度は、滞納関係者に対しまして、昨日まで延べ62回の家庭訪問を行っております。ある一定の実績は残せたものと思っております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

大分整理ができた、これも先ほど言われたように、家庭訪問のおかげかなと思います。

ただ、先ほど何号でしたっけ、ありましたように、もっと早く行っておけば、もっと早目に滞納整理ができたという例もございますので、やはり今後、さらなる訪問、そういうものを重ねながら、この滞納整理については十分対応をしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

恐らくこの施設については、最終的に公共施設の処分というような施設に入っているかどうか、まずお願いします。

○星野支所長（江頭弘之君）

お答えいたします。

今回、提案しますこの施設については、公共施設の見直しの案件に入っております。

○9番（牛島孝之君）

入っておりますでしょう。ずっと相手方ということで、福岡八女農業協同組合となっております。要するに、これは農協さんとどのような交渉があって、今のところずっと指定管理ですけれども、最終的にとっていただくというようなお話はされてあるわけですか。

○星野支所長（江頭弘之君）

まず、技術研修工場につきましては、この研修工場の目的が茶業振興、発展、高級茶製造技術の普及推進、特に出品茶の製造工場として運用しております。

これにつきましては、JAのほうとして単純な譲渡ではなく、市が今後どうかかわっていくかなど、そういうふうな課題について協議を行ってきましたが、最終結論に至らず、こちらについてはJAのほうにぜひ譲渡を受けていただきたいと思っております。

次に、茶仕上げ加工施設につきましては、茶生産農家の所得向上と販路拡大を図ることを目的に建設された施設でございます。これにつきましては、JAは旧八女に仕上げ工場を所持しております。

また、譲渡を希望している地元団体がございますので、こちらにつきましては、地元団体の法人化など、そういうような課題について、今後、検討を重ねて、最終的に地元団体のほうに譲渡したいと考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

ずっとこれが指定管理者として福岡八女農業協同組合がやっております。今、聞きますと、あとの八女茶仕上げ加工施設は地元の団体ということで答弁ありましたので、ぜひ早く、やっぱり公共用施設の処分とか云々、いろいろなものがありますので、ぜひJAさんとも早急に、当然お話ししてあるでしょうけれども、早急にその結果が出るように御努力をお願いいたします。

終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成29年度八女市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、

質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。

委員の数は議長を除く25人にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は25人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

それでは、先例に従いまして、委員長に大坪副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査していただきますようお願いいたします。

議案第28号 平成29年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託をいたします。

議案第29号 平成29年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 平成29年度八女市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 平成29年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といた

します。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 平成29年度八女市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 平成29年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 平成29年度八女市黒木町大淵財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 平成29年度八女市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 平成30年度八女市一般会計予算を議題といたします。

本案は委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告があつておりますので、質疑通告の順に従い、順次質疑を行います。

5番高橋信広議員の質疑を許します。

○5番（高橋信広君）

4点ほど質問をさせていただきます。

まず歳入についてですが、歳入の中の市税、この市税の予算を算出している、どのような因子という変な言葉で言っていますが、例えば、昨年の当初予算か、前年の様子であるとか、いろんな要素があると思うんですが、そのあたりのどういう形で予算を組んでいるかということについて御説明いただけますか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えします。

市税の基幹税目であります市民税及び固定資産税についてお答えをいたします。

市民税は、前年中の所得に対しまして課税するものでありますので、景気の状況、人口の増減、税収に関する税制改正等を勘案しつつ、前年度課税状況をベースに課税額を算出しております。

また、固定資産税は、土地、家屋の価格を3年ごとに見直すこととされ、平成30年度がその評価替えの年に当たります。土地は不動産鑑定を基礎に評価額を算出し、家屋は新築、増築、減築の見込み、また、償却資産は新設、減少、資産価値見込みを勘案して前年度の課税状況をベースに課税額を算出しております。その算出したものに対しまして、収納率見込みを掛けて予算額を決定しております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

この質問の意味は、過去3年の平成26年、平成27年、平成28年と当初予算から実質の決算が、いわゆる市税全部で平成26年でしたら当初予算比106.5%、それから平成27年が104.3%、それから平成28年が約106%ということ、特に市民税、それから固定資産税は、これより若干高いのかなと、そういうことで、少し意図的にしてあるのか、あるいは少し心配なのは、これは歳入割れした場合、そういう心配が多分あるだろうと思うんですが、仮に歳入割れしたらどういうことが起こるのかということも含めて、御説明いただけますか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

ただいま平成26年、平成27年、平成28年と補正がっておりますということですが、1つは、例えば、市民税とかは、先ほど申しましたような内容で算出はいたしますけど、何分どれぐらいの所得があるのかというのは、なかなか予想がつかない部分もございますので、そういうものに対して、やっぱり課税の額というのを若干少な目に算出はしております。

また、固定資産税につきましても、土地が下落とか要因がございますので、わかる範囲ではそれを掛けておりますけど、やっぱり少しそういう部分でも絞り気味にいたしております。

あわせまして、収納率、ここ何年か上がってきておりますけど、やはり前年度とか、そこ二、三年の収納率をベースに予算をはじき出してございました。平成30年度、今年度予算につ

きましては、その収納率という部分につきましてはできるだけ、平成29年度はまだですので、平成28年度の決算の収納率に近くなるようにということで膨らませて、精いっぱいのところ
で予算は立てておりますけど、確かに今までは歳入割れにもならないようにということで、
少し絞った形で慎重に予算化していた部分はございます。

歳入割れになったらという御質問でございますが、その分につきましては、基本的には今
回もたばこ税のほうだったかと思うんですけど、もう歳入が見込めないということがわかり
ましたら、3月補正のほうで補正をさせていただきますので、実質の歳入割れとはならない
かと思うんですけど、一応そういうふうに3月補正できちんと整理をさせていただくとい
うような内容で捉えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

最後の歳入割れのことは、ちょっと質問が悪かったかもしれません。歳入割れを仮にすれ
ば、どういうことが起こるのかということをお教えいただきたいです。

○企画財政課長（石井稔郎君）

歳入割れということではありますが、今申しました、例えば、市税のほうで歳入が見込みよ
りも少ないといった場合には、補正予算の段階で補正減というところでやりますけれども、
全体の補正予算全額の中での調整がありますので、今申し上げましたとおり、減額にした場
合は、ほかのところできりくりがありますが、全体的な歳入が減った場合には、例えば、基
金繰り入れなどいろんな措置で補正予算についての財源措置は行っていきますが、基本的
に全体の補正予算の中で増減については調整をしていくということになります。

○5番（高橋信広君）

わかりました。この市税については、数少ないというか、いろんな八女市として事業、例
えば、定住化対策であったり、観光事業であったり、それから農産業、いろんな施策を打っ
ていただいていますよね。そういう打っていただいたものが最終的には市税にはね返るとい
うことからいきますと、できるだけ大きな目標というか、そういうことを含めた予算、予算
ができなければきのうの行革の中でも、こういう目標値をつくって、これに向かっていろ
んな策を、進捗を図っていくというようなことを含めて、市税をふやすにはどうするかとい
う観点で、ぜひやっていただきたいという意味でこういう質問をさせていただきますので、
よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の質問に参ります。

2款1項6目、13節の企業版空き家バンク計画業務委託料とございますけど、これにつ
いて、少し具体的な内容をまず質問いたします。よろしく。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

現在、居住用のみに限って実施しております空き家バンク事業ですね、来年度から企業でありますとか事業者、こういった方々にまで対象にする、拡張することに当たりまして、その誘致活動を円滑化するために、いわゆる企業目線で現地の調査でありますとか、誘致戦略の策定、こういったものをお願いするものでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

今のお話だともう少しわかりませんが、これ、実際計画を策定されまして、その後、具体的な実施というところで、どういう効果を想定されているというところについて、少しお話しいただけますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

もちろん空き家の活用でありますとか、移住人口、定住人口の増加といったものは望めますが、企業でありますとか事業者さん、そういった方に来ていただくということで、やはり地域経済にも大きな効果を期待できるのではないかと考えております。

また、地域に実際企業が入って経済活動を行うわけでございますので、そのほかにも、例えば、教育でありますとか、地域課題の解決、こういったところにもその効果は及ぶと考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

はい、わかりました。

もう一つ、この計画ですけど、これ委託されて、いつからいつまでの期間に終わって、これは来年度中に終わるのか、この期間のことを少し教えてください。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

来年度事業でございますので、委託期間等、詳細は今後詰める内容ということでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

では、次に参ります。

歳出の中の7款1項2目、13節の伝統工芸品情報発信業務委託料ということで予算を計上していただいておりますが、まず、この業務委託の概要、それから、伝統工芸事業者にとってどういうことが期待できるのか、どういう目的かということも踏まえて、少しお話しをいた

だきたいと思います。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

この事業の概要について、簡単にちょっと説明させていただきますけど、この事業、アメリカのニューヨークにあるデザイン大学校の教授が、八女市は伝統工芸品がたくさんあるということで興味を持たれて、昨年6月、平成29年の6月にその教授が八女市を訪れていただきました。その中で、八女市の古い町並みとか郡役所跡、それと伝統工芸品に高い評価をされまして、そこの大学、スクール・オブ・ビジュアル・アーツというニューヨークの大学でありますけど、そこの生徒さんと一緒になって、この伝統工芸品で何か新製品を生み出したいという話がございます、その話を昨年6月来られたときに、伝統工芸の方々、仏壇、ちょうちんを初め、和紙、いろいろな方と話がありまして、そしたら一緒にやろうということで話がまとまりました。それで、市としても、何とかこれを支援したいということで、秘書広報課と企画財政課、地域振興課、それと商工観光課で協議をずっと、どういうことができるかということで重ねてきたわけです。

この平成30年度に商工観光課のほうで組んでいる事業につきましては、県の個性ある地域づくり推進事業という福岡県の補助事業がありますので、それに今現在申請しております。内容としましては、委託になりますけど、ことしの6月、その学生さんたちが約20名ほど八女市に来られます。それで、そのときにどういう支援ができるかということで考えまして、まず、職人さんと一緒になって商品開発する、その映像を記録して保存しようと、そしてまた、後々のPR動画として使っていこうということで、その映像記録とPR動画の撮影が一つあります。

それと、学生さんが来られますので、日本語が通じませんので、通訳者を配置しようということで、10日間ほど八女に来られますので、通訳者の配置ですね。それと、いろいろな情報発信とか、いろいろな資料の作成、そういうのと、もう一つ、八女伝統工芸館のホームページ、これを英語版にしようというのも、この委託の中に入っております。

それともう一つが、これは別の事業になりますけど、久留米大学の狩野教授が和紙のほうの支援をしっかりといただいております。ことしの5月にローマとフィレンツェで、八女の伝統工芸とともに和紙のほうをしっかりとデモンストレーションしながらPRしたいということで、何でイタリアで和紙かということ、美術品の保存修理にこの和紙が非常にいいということでありますので、そちらのほうでの支援もこの委託の中に入っております。

伝統工芸者にとって何が期待できるかということですが、なかなか今は八女の伝統工芸品もずっと右肩下がり生産額も減ってきております。いろいろなことを商工会議所等とやってきましたけど、なかなかうまくいかないというのが現状でございます。外国の方、ま

た、若い学生さんたちと、この日本の伝統工芸と一緒にって新商品をつくるということになれば、そこで何らかの期待を私たちもしとるわけです。もし、これが商品としてうまくいけば、ニューヨークの近代美術館で、そこが運営しているMoMAストアで商品化されたら、全世界に販売されることが約束されるということでもありますので、しっかりその辺を市としても支援しながら、何かそういう伝統工芸品として新しい道というか、そういうことを探っていきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

伝統工芸事業者にとっては、非常に夢のある事業でおもしろいと思います。もう少しお聞きしたい中では、この事業というのは単年度なのか、まだこれからも継続して考えられているのかというところ。それからもう一つ、あわせてお聞きしたいのは、今度11月に行われる伝統的工芸品月間国民全国会議ですね、これとの絡みのところも少しあわせて聞かせていただけますか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

それこそ新商品の開発とって、単年で十何日間来ていただきますけど、そこですぐ新しい新商品がぽんとできるかという、なかなかそこは、できればいいんですけど、それで、その大学の生徒さんたち、これは教授のほうに言われたということですけど、5年ほどずっとこの事業をやっていききたいということを言われておるそうです。それで、個性ある地域づくり推進事業が3年、そういう新商品の開発ということで、もし採択を受ければ、その事業を使って、なければ、また別の補助を使って、市としても引き続き、これは数カ年にわたって支援していききたいと考えております。

それと、先ほど議員のほうからおっしゃいました、11月に伝統工芸品月間国民会議全国大会というのが、これが福岡のほうでございます。それで、うちのほうの伝統工芸館もそれに合わせて企画展を行いますけど、もし新商品が開発されて、その全国大会のほうにPRできれば、そこにたくさんのバイヤーさんも来られますので、そういう商談等も期待できるというか、新商品が開発されればですね、そういう期待もでございますので、市としてもしっかり支援していききたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

この事業については、大いに期待しておりますので、ぜひ頑張ってくださいように、よろしく願いいたします。

最後ですが、8款2項2目、8節の道路河川愛護活動報償金の件ですが、今回、予算を

アップされているということと、内容について、具体的にどう変わったのかというところを聞かせていただきます。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

今回の改正につきましては、報償金の金額を現在50千円から100千円に引き上げるものでございます。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

50千円から100千円という、そのほかのもろもろの条件は一切なく、あくまでも50千円から100千円に変えるということと理解してよろしいでしょうか。はい、わかりました。

もう一つ、この作業範囲というのが地域によって相当違うというのは、我々も肌に感じます。そういう中で、いわゆる人的なことを含めた支援策ということは、これはあわせて何か御検討いただいているかどうか、これについてお聞かせください。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

この事業につきましては、今年度で3年が経過いたします。その間、各地域からの要望なり、議会の中での一般質問等でいろいろ課題も見えてまいりました。そういった中で、今、議員おっしゃいましたように、中山間地域と市街地ではかなり作業の内容、それから作業の範囲等も変わってまいります。

また、同じ中山間地域におきましても、作業の範囲とか、かなりのばらつきがございます。そういうばらつきはございますけれども、この制度の趣旨といたしましては、あくまでも報償金ということでやっておりますので、その他の支援策ということにつきましては、一部、市の施設管理班がありますので、そこでの直営作業なり、一部を委託でカバーさせていただいたり、また、必要な大型機械等がある場合は、別に機械のリースを市のほうで行いまして対応するとか、一応そういうことで考えております。

以上でございます。

○5番（高橋信広君）

これは一つの提案になるかもしれませんが、人的な支援の中に、いろんなボランティアグループがあったり、団体いらっしゃいます。そういうところと協力しながら、あるいは新たにボランティア団体をつくり上げながら、特に中山間地に行っていただいて、要は量の問題が一つあると思うんですね、人の、ある程度人海戦術でやれるところ、そういうところについては、人手不足というところをカバーできると思いますので、そういうこともあわせて今後御検討いただきたいんですが、そういう考えというのはあるかどうか、お聞かせくださ

い。

○建設課長（山口英二君）

さっき申しましたように、一応3年が経過いたしました。その間でいろんな課題も見えていますので、今回につきましては、報償金の金額を上げさせていただきたいということで考えておりますけれども、また、これからいろんな課題が出てくると思いますので、その中でこういった対応ができるのか、こういった施策ができるのか、十分検討をしていきたいと思っております。

○5番（高橋信広君）

ぜひ、そういう課題の分が相当あると思っておりますので、報償金ばかりじゃなくて、全ての形で支援策というのを御検討いただいて、少しでも緩和できるようによろしくお願ひしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（川口誠二君）

5番高橋信広議員の質疑を終わります。

21番森茂生議員の質問を許します。

○21番（森 茂生君）

まず最初に、保育所関係の予算の質問をいたします。

3款、2項に児童福祉費の中で施設型給付、あるいは地域型保育給付などが出ております。また、次には保育所費などが出ておりますけれども、これらの保育所関連の給付費の総額は幾らになるのか、確認のためお尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

3款2項、4目の児童給付費でございます。さまざまな保育所がございます、大きくは保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設というふうな形でございます。市内の特定教育保育施設として27施設ございます。その27施設のうちの公立保育所を除いた分、24施設でございますけれども、この分について、3款2項、4目の児童給付費の中の扶助費でございますけれども、その分が1,930,000千円ということでお願いをしているところでございます。

摘要欄のところにつきましてはの2つ、施設型と地域型というふうなこととなっておりますけれども、地域型、いわば小規模保育施設、3施設分が地域型というふうなことになっているところでございます。

また、公立保育所、3施設ございますけれども、公立保育所3施設につきましては、3款2項、5目保育所費というふうなことで、対象施設保育所、公立保育所3施設でございます

けれども、その中の運営費が全てその中に網羅されているところでございます。

以上でございます。（「総額」と呼ぶ者あり）済みません。申しわけございません。

○21番（森 茂生君）

私が調べたところでは24億円程度とっておりますけれども、ちょっと間違ったら後で訂正をお願いします。私の試算では24億円となっております。

この24億円なり二十数億円が、先ほど言われましたように、認可保育園から認可外の保育園と、社会福祉法人がしている保育所など、もろもろのところに振り分けられて、子どものために使われていくという流れかと思えます。

しかし、一番問題は、これがいかに子どもたちのために有効に、あるいは効果的に、この割り振られたお金が使われていくということが必要だと思います。もともとは税金ですので、当然のことですけれども、そのためには、施設を信用すればそれまでですけれども、新聞、テレビなどでいろんな問題も報道されております。そのために、どうしてもある程度の批判なりチェックなり必要になってくるわけですけれども、そこら辺のところは抜かりなくやられているかと思えますけれども、確認のため、有効に使われるためにどのような施策をとられているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

まさに保育所の指導監査のことだろうかと思いますけれども、保育所現場におきまして、児童の処遇であったり、運営の管理であったり、会計経理の面から、指導的な監査を行っているというふうなことでございます。

そもそも保育所の認可でございますけれども、以前から、現在もですけれども、県が認可をやっているところでございます。検査報告なども引き続き県が実施をされているところでございますけれども、同時に、市も予算をお願いしております。確認権者として、運営基準を満たしているのかなどの確認のために、以前から県の監査に同行をしてきたところでございます。

平成27年度からでございますけれども、新たに子ども・子育て支援事業に移行いたしまして、県の権限は同様でございます。けれども、子ども・子育て支援法に基づきまして、県の協力、役割分担等いただきまして、平成29年度、本年度からでございますけれども、県の協力、県の役割分担をいただきまして、県内の市町村の合同監査がやっとスタートしたというふうなことでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

その保育所なんかには割り振られた給付費といいましょうか、それは第三者から見れば全く

不明なわけです。ですから、当然、市なり県なりが、時々内容を調べて、指導なり監査をして、ちゃんと有効に無駄なく不正なく使われているかというのを監査しているのだらうと思います。しかし、先ほど今年度よりというようなことを言われましたけれども、私もちょっと調べてみますと、県との関係、市との関係で、ごっちゃになつるといいでしょうか、何か非常に不明朗、幾ら調べても、県に指導権があるのか、市もかかわっている、そこら辺のすみ分けが、どうも今までごっちゃになって、何となくわかりづらかった面があったんだらうと思います。

それで、平成27年度よりということだと思いますけれども、非常に種類が多くて、それで、認可の権限は県にある、それを確認するのは市にあるというようなことで、県もかかわり合う、市もかかわり合うということで、なかなか複雑な状況が監査においても行われていたようですけれども、本年度よりある程度整理をされて、県との話し合いができて、今年度より新たな監査がスタートすると理解してよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

まさに議員おっしゃったとおり、これまで県が実施しておりました監査を、県の協力をいただきまして役割分担をしていただいた、役割分担をして、いわば市が見るところ、県が見るところというふうな形で、すみ分けをしていただいて、合同で監査がスタートしたというふうなところで、市も監査の状況につきましては状況報告をして、県のほうからも同時に状況の報告をいただいて、二本立てでもって報告をしておるといふような状況でございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

指導監査の概要といたしましうか、やり方といたしましうか、施設監査、確認監査、業務管理体制の検査と、3つ私の手元の資料ではなっていますが、この3つの監査のやり方、一言で言うなら、恐らく書類なり、あるいは施設に立ち入りなり、いろいろ監査の方法はあろうかと思えますけれども、施設監査、確認監査、業務体制の監査とかありますが、簡単に説明をお願いします。簡単でいいです。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今回の指導監査につきましては、現地での実地検査というふうな形で実施をしているところでございます。場合によっては、合同で集合させて、監査の状況をお願いしたりということで、場合によっては、いろんな集合的に集団指導とするという場合もございますし、現在のところ、保育所全体につきましては、現地での実地検査をやっているということでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

実地の検査をやっているということで理解をしておきます。その結果、当然いろんな問題が出てくる、あるいは全く問題なかったという場合もあるかと思えます。その場合、文書指摘、文書指導、口頭指導とか、いろいろその指導の方法があるようですけども、ひどい順と言っちゃおかしいんでしょうけど、文書指導がどういうものか、口頭指導がどういうものか、文書指摘がどういうものか、ちょっと簡単にわかるようにお尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

まさに簡単にお答えいたしますと、一番重いものから文書指摘と、重大な支障が生じている場合というふうなことでございます。続きまして、その下には文書指導、重大な支障が生じてはいないけれどもとまでは言えないけれども、指摘が必要なんだというふうな状況、口頭指導というふうなことで、改善するのが望ましい場合というふうな形で指導しているところでございます。

まさに文書指摘というふうなことで、重大な場合につきましては、現場のほうから改善計画なんかも出させてやっておりますけれども、今回につきましては、文書指摘についてはなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

森議員に申し上げますが、議案質疑の方向から若干ずれているのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○21番（森 茂生君）

これが適切に執行されるためには、当然それなりの対策をとらなければ、この予算が執行されません。そのための手だてを私は確認をしているところですので、よろしくお願ひします。

この正統に、あるいはちゃんと執行されたかどうか、よその市町村ではインターネットで公表しているところがあります。例えば、これ山鹿市ですけども、名前つきです、全部。保育所の定員が13名になっていたけれども、実質は1名不足していたということで、また、あるところでは給食が1週間に土曜日もせやんごとなとったけれども、保護者は土曜日は弁当持って行ってということでありまして。そうなった場合、こっちが出したお金と子どもたちがそれに対して受けるサービスにずれが生じるわけです。簡単にいえば、保育士1人分が完全に1年間間違っていたなら、基準とすれば13人分やっていたけれども、12人しか一年中おらんやったということになれば、1人分が丸々子どもたちに行かずにとっか行ったという

格好になるわけです。予算が無駄に使われ、そのお金がどこに行ったんだという結果になるかと思います。その場合どうなるのか、私が言ったのでいいのか悪いのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今言われたのは保育士の数というふうな形でございます。基準がございまして、ゼロ歳児につきましては3人に1人、未満児さんにつきましては6人に1人の保育士が必要なんだと、3歳児については20人に1人、4歳以上につきましては30人に1人が必要なんだと、それが最低基準というようなことで言われております。

さらには、各保育所ごとにまた加算が違っていて、所長がいるというところ、定員でもって加算額がつけられておるところ、まさに今度は平成27年度から保育時間が11時間伸びた関係で、前後の保育士が足らなくなるというふうなことで、加算額等も十分つけていただいているというふうなことで、その人数の加算をしまして、その分の最低必要人数を積算して、その積算が正しいのか、まさに今言われたように、必要な人数分が確保されておるのかというところを、指導監査ではなくて、毎月の支給の際に保育所とのやりとりの中で、その基準についてはチェックをさせていただいているというところでございます。

基準に満たない場合、一時的に満たない場合がございますけれども、その場合につきましては原因をまず聞きまして、急に退職をなされたりとかということで、新たに保育士の確保を進めていただきたいということで進めております。

議員が言われたように、例題として1年間ちょっといらっしゃらないという施設はございませんけれども、随時随時、毎月毎月その分についての指導をして、最低基準に達する人員の確保について、保育所として努力をしていただくように申し上げて、給付費を支給するという段取りを進めているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

今回、八女市の保育所関係、監査の資料、監査した結果の資料を請求して提出いただきました。相当な枚数あります。一件一件、しかも名前入りで、どこどこの保育所がどういう指摘を受けた、文書指導を受けた、全部書いてあります。ですから、私が思ったのは、恐らくこういう資料を請求したのは、ほとんど今までなかったんじゃないかと思います。その点いかがでしょうか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

これまで県に主体的に監査をいただいております、県から市のほうに監査結果をいただいておりますけれども、多分に開示するのは初めてかなということで思っているところでござ

ざいます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

めったに人目に触れることはなかったんだろうと思いますけれども、今度、子育て支援法に基づいて、開示の方向で日本全国動いているような気がします。実際、先ほど言いますように、そのものずばりがインターネットで流れております。そういう意味からして、これを隠しておくとなかなか改善しない面があると思います。それで、公表することによって、その保育所が是正をされていく部分が相当あるかと思えます。そういう意味で、めったに開示請求は、先ほど言われますようにならないと思いますので、八女市においても、この監査結果、これをインターネットなどで公表する気があるのかなのか、そこら辺お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

監査の結果の公表でございますけれども、県の分、市の分合わせたところで、インターネットでの公表を今後検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

検討もいろいろありますので、前向きに、そして何年ごろをめどに公表されるのか、確認をしておきます。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

別途お配りしております監査の指摘に関しましては、その後の状況の把握ができておりません。そこら辺を十分に把握したところで、その後の対応あたりも含めて、公表が必要であると考えておりますので、調査をして、その後に早い時期に公表に踏み切れればということでは考えておるところでございます。そのようなことで検討しておるということでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

よろしく申し上げます。

2点目の生活保護費の問題ですけれども、これは新聞報道されておりますけれども、最大で5%の削減、それがことしの2018年10月から2020年度まで3年かけて、3年連続で段階的に減額をしていくという報道がっております。それで、その減額が八女市にとってどのような影響が出るのか、わかっているというのであれば、どのような影響が出るのかお尋ねをします。

○福祉課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

生活保護費の改正につきましては、ただいま言われましたように、平成30年度から3カ年をかけて3段階で改正を行う旨の連絡を受けております。10月からの改正でありまして、来週13日に県におきまして初めての説明会が開催されるようになっておりますので、本日現在で、こうなりますという御説明をすることはできません。

ただし、12月22日付の厚生労働省の資料を見てみますと、現行幾らのところが改正後は幾らになるといった試算の表が出ておるんですけども、そこに明示してある地区が大都市圏であります1級地の1、それから、中核都市であります2級地の1、それから、一番田舎といえますか、3級地の2の、この3パターンの例示しか載っておりません。八女市につきましては、3級地の1の地区でありますので、本日現在でここがどうなるかということとはわかりませんが、1級地、2級地よりも、どちらかといえば3級地の2のほうに近い状況ではないかと思っております。

そういうことで、今回の改正につきましては、一律の減額という改正ではなく、大都市圏ほど減額の率が大きくて、3級地の2のほうでは、逆に増額となるような世帯が多いようがありますので、そこにより近い八女市であれば、保護費が増額になる世帯が多いのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、本日の段階ではっきりとお答えすることができない状況でございますので、今回の新年度予算のほうには法改正の分は反映をさせておりません。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

実は私も手元にありますけれども、3級地の2、高齢者単身世帯、65歳ということになれば、若干減っています。しかし、母親の30代プラス小学生になれば、3級地の2は7%ふえています。母子40代、小学生、中学生ということになると0.8%ふえています。3級地の2という部分はふえているところが現実にあります。いわゆる一般的に言われているのは、大都市圏のあたりが影響を受けて、最高で5%の影響を受けるというような報道です。そういうわけで、今回、八女市に限ってはそんな影響はないのかなと思っておりますけれども、国全体としては、たまたま八女市がそういうだけで、全体としては当然引き下げられるということでもあります。

そこで、一番心配されますのが、これは新聞報道でもあっていますけれども、他制度への影響、これが一番——一番といいたししょうか、懸念されます。この引き下げそのものもですが、波及していくわけです。例えば、就学援助も生活保護費の1.3%ということですので、下がれば当然、就学援助の基準まで一緒に引き下がるという結果になります。新聞報道によりますと、50、あるいは別の報道では47の制度に波及するという報道があっています。

八女市では、もし下げられる、あるいは上げられてもいいんですけども、その波及するというのは、普通、介護保険とかもろもろありますけれども、八女市で取り扱う分についての影響はどの程度になるのか、お尋ねします。わかる範囲で結構です。

○福祉課長（野田勝広君）

ただいまの御質問につきましては、本日現在、ちょっと把握をしておりません。

○21番（森 茂生君）

これについては、まだはっきりしないということですので、この時点でこれ以上言っても、もう出てきませんので、これで終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質疑を終わります。

2時10分まで休憩します。

午後 1 時59分 休憩

午後 2 時10分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

24番松崎辰義議員の質疑を許します。

○24番（松崎辰義君）

それでは、通告に基づきまして、2款、1項乗合タクシー運行事業の今後の方向性について、さらには、2款1項、6目みずから行動するまちづくり協議会等運営交付金の目的と今後の考え方について質問をさせていただきます。

まず、乗合タクシーですけれども、特に今回、この質問をしたのは、乗合タクシーの利用者が年々減っていることとあわせまして、今回、高齢者運転免許証自主返納支援事業がスタートいたします。これにつきましては、一般のタクシー、それから乗合タクシーの利用含めて、利用券が60千円交付をされるということですので、非常に今後重要な乗合タクシーの位置づけになってくるのではないかなと思っておりますけれども、資料をいただきました。最高時が平成24年ですけれども、このときに比べて1.2万人減少としてありますが、実際には1万1,512名の減少となっております。平均しますと、年間3,000人ずつぐらい減っているようですが、この実態をどのように捉えてあるのか、原因、そして、今後どのように考えてあるのか、そのことについて、まずお尋ねをいたします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

利用者の減少でございますが、さまざまな要因が考えられますが、大きく2つ申し上げますと、やはり1つは高齢者ドライバー、もう御高齢になられても現役のドライバーを続けて

いらっしゃる、こういった方々がふえているということ、それと2点目が、若干利用者が固定化しているということがございますので、さきの高齢ドライバーの増加につきましては、先ほど御紹介ありましたように、返納促進策というのを予定されておりますが、2点目の利用者の固定化につきましては、改めて乗合タクシーの利便性でありますとか有用性といったものを皆さんに御紹介して理解していただいて、新規に御利用いただく方がふえるように説明会等を開催していきたいと考えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

利用者の説明会というのは、どのような形でされるのか、お願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

利用者の大半が高齢者でいらっしゃるということでございますので、できれば機会をいただければ、私ども地域のほうに出かけてまいりまして、例えば、高齢者サロンとか、そういう集まりとかを御利用させていただければ幸いと考えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

高齢者サロンということが1つ出ましたけれども、老人クラブとかいろいろあるかというふうに、高齢者団体含めて、いろんなところに出かけて行って、1つは、さっき言われましたように、この乗合タクシーが便利なものだということと、本当に気軽に利用していただけるようなPRが不足をしているのではないかなとは思っております。ですから、その部分は今後十分やっていただくことによって、今度は高齢者の運転免許証の返納、これもまた進むのではないかなと思っておりますので、やっぱりこの事業が始まったことというのは、最近高齢者の事故が非常に多いということではですね。ところが、さっき言われたように、返したら自分の移動手段がなくなるというような不安があるわけですね。いろんなお年寄りに聞くと、やっぱり車がないとどうしようもないというようなことを言われますけれども、それを安心して返納ができるような状態にしていくのも、市の大事な役割だろうと思っております。

それともう一つ、やはりどういう要望があるのか、その要望にどう応えていくかということが非常に大事なことだろうと思っております。全てのことができるとは限りませんが、改善要望の資料もいただきました。一番多いのが、土日、祝日にも運行できるようにということです。それから、予約の受け付け時間を延長する、3番目に通行エリアを見直すなどが出されておりますが、これらの検討についてはどのように考えてあるのか、お願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、例えば、便数の問題ですね、増便をしてほしいとか、運行エリアを広げてほしい、土日、祝日にも運行してほしい、こういった要望が確かにございますけれども、やはりいずれも車の増便でありますとか、ドライバーさんを初めとしてスタッフの増員といったことにつながってまいりますので、ひいてはコストの増ですね、そうすると、最終的には利用料金に影響する、御利用いただいている大半の方がもう御高齢の方ということでございますので、この点については慎重な立場でございます。

それともう一つ、予約の受け付け時間というのがございますけれども、私どもの乗合タクシーの特徴といたしましては、1時間に1本運行というのを原則としておりますけれども、やはり広い範囲をカバーしておりますので、あらかじめ早い時間帯に御予約をいただかないと、そのお約束のとおりにお迎えに行けないという事情がございますので、若干予約時間については余裕を持って頂戴しているところでございます。

今後とも、利用者の皆様の声には真摯に耳を傾けて、利用者の増加、そして利便性の向上といったものに努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○24番（松崎辰義君）

利用料の問題があるということで、慎重にということですが、そこら辺も話し合いだろうと思うわけです。確かに安い方がいいけれども、若干上がっても、例えば、土日の利用がしたいとか、要求が非常に特に土日、祝日の利用という部分であるわけですから、こういう要望については、慎重ながらどう応えていくかというのは、十分検討しなければならない課題だと思います。

今言われるように、要求がすぐ実現するわけではないかもしれませんが、でも、利用していただく、さらに利用率を高めるという部分にすれば、こういうところをどう改善していくかが非常に鍵になるのではないかと。そこをしない限り、伸び悩みが続くのではないかなと思うんですが、その点はどういう考えですか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

今回の資料につきましては、特に御要望いただいたポイントだけを絞って、そちらのほうに提供させていただいておりますが、乗合タクシー事業全体を見渡しますと、やはり7割5分ほどの方は御満足いただいているという御回答をいただいておりますので、こういった満足していただいている部分というのはきちんと守りながら、やはりそれでも山間部でありますとか、そういった不便なところでは、また新たな違う御要望とか、大切な御要望もございまして、そういった制度的工夫、新しい制度の導入でありますとか、そういったものを考え合わせながら、利用者の皆様の利便性向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

反論するわけではありませんけれども、7割5分以上の方が御満足をいただいていると、満足をいただいている中で、年々減っているわけですから、そこはきちんと見ていく必要があるのではないかなと思うわけです。

それと、先ほど言いましたように、自主返納支援事業、これとの絡みも出てきます。これを進めるためには、やっぱり要望という部分では、かなり期待に応えていくということが私は必要だろうと、特に自分の移動手段がないというところでは、やっぱりそこが免許証を返したくないという思いの一番のところですから、そういうところをどうカバーしていくかというのが、この乗合タクシーの今後の一番大事なところかなと思うわけです。その中に土日、祭日、そういうものがあるわけですから、そう簡単ではないことは十分わかります。それに料金の問題も含めてですね。ただ、やっぱりそこをどう捉えていくかが、この乗合タクシー、また、返納事業をどう進めていくかの大事な部分だろうと思っておりますので、そこは慎重に、かつ迅速に考えて進めなければならないと思いますが、その点、副市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

資料でもお渡ししていると思いますが、平成23年からスタートして、かなり長期にわたって利用をいただいております。一番問題は、やはり財源の問題だろうと思います。したがって、市民の皆さん方が安心して暮らせる環境づくりをするのは当然のことで、今後、よく検討してまいります。

○24番（松崎辰義君）

いろんな課題もある中でのことだろうとは思いますが、やはりこれを進めるためには思い切ったことも必要かと思っております。高齢者の事故をいかに減らしていくか、そして、安心して高齢者がこの地域にどう住み続けることができるのか、そういうものが、今、この事業には問われていると思っておりますので、先ほども言いましたように、慎重かつ速やかな事業の推進をお願いしたいと思います。

次に、みずから行動するまちづくり協議会等運営交付金の目的と今後の考え方ということで、昨日の質問の中にも出ておりましたが、事務局費としての考え方としてあるということで、具体的にもう一度、その部分をどのように考えて、どのような手当を今されているのか、そして、今後それがどういうふうに広がっていけばいいと——いいという言い方はおかしいかもしれませんが、それはそれぞれがまたやることですけれども、執行部としてはどのように考えておられるのか、その点を含めてお願いしたいと思います。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

市内に21ございますまちづくり協議会ですね、こういった地域活動をしていただいている団体でございますけれども、その全てにおいて地域振興計画、それぞれの地域の地域振興計画が出そろいましたので、今後はその計画の内容を円滑に実現していただきたいということで、その活動を支援する目的で、今回、一つ、事務補助という交付対象を追加いたしまして、月額30千円を交付金に上乗せして交付するというものでございます。

それと、今後の方向性というところでございますけれども、市民と行政との協働というのは、昨日も申し上げましたとおり、非常に重要な部分でございますので、それぞれの地域での活動の状況でありますとか、その団体の成熟と、そういったものをきちんと把握しながら、それに応じた支援策をしていくことは、市にとっても大切なことではないかと考えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

事務局費として月額30千円、年間で360千円ということになると思いますが、非常に今後使い勝手のいいというか、我々もまちづくり協議会に参加して思うのは、本当に事務局体制をどうするのかということを常に考えておりますし、今は、例えば、自分のところしかわかりませんので、三河で言えば、区長さんたちが事務局から中心になって動いていらっしゃる。ただ、なかなか忙しいと。新たな事業を今後考えると、事業をさらに充実していくという部分では、本当に事務局が必要だなという部分を感じておりました。

この30千円の使い方ですが、例えば、それぞれのまちづくり協議会で事務局を1人誰か座っていただいて、その方に30千円費用として支払うとか、うちは事務局はもう足りているので、ほかのところに使うとか、その使い方というのは、それぞれまちづくり協議会の中で自由に使っていいということになっているんでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

交付要綱を現在改定作業中でございますが、従前の交付対象事業として、これは並立したものでございますけれども、御指摘のように運営に関する経費であったり、事業に関する経費であったり、情報交換、先進地視察、情報収集とか、こういったものに幅広く御活用可能な交付金でございますので、この考え方に変更はございません。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

最後に、もう一点だけお願いします。

といいますのは、今、30千円ということで、例えば、事務局費として使うにしても、今後さらなる充実を図っていく、そうしたり、まちづくり協議会の中でさらに事業を広げていくとか、いろんなことが今後ふえてくる可能性もあるだろうと、それはもうそれぞれのまちづくり協議会のやり方ですから、一概には言えませんけれども、以前、嬉野市の塩田町にまちづくり協議会のほうで視察に行ったときに、そこはもう専従の事務局が据わっていると。そこでは、ソバの栽培から、地域の避難訓練から、いろんなことがされておりました。いささか本当、聞いてからびっくりしたんですが、そこまでいきなりやるということはできませんけれども、自分たちの地域を自分たちで守ろうという観点に立ったときに、将来的にはそういう考えも当然まちづくりの中では出てくるのではないかと、そのときに30千円では足りないなというようなことが、当然、私は出てくるだろうと。その当時、嬉野では百数十万円の支援がされておりましたけれども、それがすぐできるとは思いませんけれども、やはりこのまちづくり協議会というのをさらに発展させていく、そして、自分たちの地域をどう守るかという、自分たちの地域の自治力を高めていく、そういう中で必要な経費が出てくると思うんですが、その考え方が成熟していく中で、今後そういった問題について、さらなる支援とか、そういうことが今後考えられるのかどうか、その点についてお願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたように、やはり地域の活動量とか、活動の内容、そういったものにやっぱり見合った支援というのは必要ではないかという基本的な考え方でございます。我々、気をつけるべきは、それが後手後手に回って、地域の自発的な活動を阻害する、そういったことがないように気をつけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○24番（松崎辰義君）

地域の要望に沿ってですから、そういうことをするかどうかは、まちづくり協議会それぞれの考え方ですので、そうしろということではできませんけれども、そうなったときに、そういう支援も十分考えながら、やはりまちづくりをどう発展させていくかという観点で、今後臨んでいただくように要望して、終わりたいと思います。

○議長（川口誠二君）

24番松崎辰義議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第37号 平成30年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案は、委員会付託案件であります。議案質疑の通告がっておりますので、質疑を行います。21番森茂生議員の質疑を許します。

○21番（森 茂生君）

1点だけですので、手短に終わりたいと思います。

国保の国庫負担金の減額調整措置、ちょっとわかりにくいんですけども、現物給付をしている市町村、現物給付費といえば、窓口で無料ということだろうと思いますけれども、そうしている自治体にはペナルティーがかかっていたわけです。そのペナルティーが今年度より未就学児まではいいですよというようなことになったと聞いております。これは県知事会とか市長会でもしょうけれども、相当強く、なくしてくれという要望が出ていたところです。このペナルティーが未就学児までなくなるということになりますと、八女市の国民健康保険会計にどれくらい影響してくるのか、お尋ねします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

国からの補助金ですね、平成29年度については、まだ申請中でございますので、平成28年度の国庫補助金での算定でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今、私たちからいうと、市の単独分の波及増カットというふうな説明をいたしますけれども、これについては、しょうがい児の方、それから、ひとり親の方、乳幼児の方、3種類ございます。それが一昨年、平成28年度については、国保に対する影響は35,000千円程度ございました。

今回、平成30年度からですが、乳幼児についてはカットしないということになっておりますので、その分については7,860千円ほどカットが少なくなるということでございます。

○21番（森 茂生君）

いわゆるペナルティー、波及増カットが7,860千円ほど少なくなる、八女市にとってみれば増額とは言えませんが、その分ふえるということだろうと思います。その分、ふえた分、どういうふうな使い方をされるのか、お尋ねします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

これにつきましては、来年度予算でお願いをしておりますけれども、私どももいろんな子育て施策なり、いろいろ検討をしてきたわけでございますけれども、ことしの10月から中学生の通院の医療費に使わせていただきたいと、今、予算のほうを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

大変前向きな、いい使われ方をするという事で安心しました。国のほうは、他の少子化対策の拡大に充てることをしてくださいよ、そういうふうに医療費とかあっちにはなるだけ使わんでくださいよというような要望も国からはあっていたようですけども、それを振り切ってそういう使われ方をされるということは大変うれしいことでもあります。

以上で終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託をいたします。

議案第38号 平成30年度八女市簡易水道事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託します。

議案第39号 平成30年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託をいたします。

議案第40号 平成30年度八女市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託いたします。

議案第41号 平成30年度八女市介護保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託します。

議案第42号 平成30年度八女市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託します。

議案第43号 平成30年度八女市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託します。

議案第44号 平成30年度八女市矢部診療所特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託します。

議案第45号 平成30年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算及び議案第46号 平成30年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算の2件を一括議題といたします。

本案について質疑を行います。

なお、質疑のある方は、最初に質疑を行う議案番号を言われてから質疑をされますようお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、2件を一括して採決します。

議案第45号及び議案第46号の2件について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第45号及び議案第46号は原案のとおり可決されました。
議案第47号 平成30年度八女市水道事業会計予算を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の建設経済常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日で議案審議が終了いたしましたので、3月12日月曜日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、3月12日月曜日は休会といたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時42分 散会